

小田原市下水道管路包括的維持管理業務
モニタリング基本方針

令和4年3月
小田原市上下水道局

目次

1 総論	1
1.1 モニタリングとは.....	1
1.2 モニタリング実施体制.....	1
1.3 モニタリング対象業務.....	2
1.4 モニタリング実施計画書の変更.....	2
2 モニタリングの実施方法.....	3
2.1 モニタリングの方法.....	3

1 総論

本方針は、小田原市下水道管路包括的維持管理業務（以下、「本業務」という）の履行期間中において、本業務の契約書及び要求水準書等に定める業務を受注者が適正に履行していることを確認するため、発注者が行うモニタリングについて内容を示すものである。

1.1 モニタリングとは

本業務におけるモニタリングとは、履行期間にわたり、受注者が契約書及び要求水準書等に定める業務を適正に実施されているか等を発注者が監視する行為である。

発注者は受注者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

1.2 モニタリング実施体制

本業務におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

(1) 発注者によるモニタリング

発注者は、受注者が作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき書面若しくは会議体の方法により、本業務の履行状況が要求水準書及び業務提案内容を充足しているかの確認を、受注者のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、発注者が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

(2) 受注者によるモニタリング（セルフモニタリング）

受注者は、業務提案によって提案したセルフモニタリング方法に基づきセルフモニタリング実施計画書を作成し、本業務の履行状況が要求水準書及び業務提案内容を充足しているかについて、セルフモニタリングを行う。受注者がセルフモニタリングに要する費用は、受注者が負担する。

(3) 第三者を交えたモニタリング

受注者の要求水準の達成状況や履行状況等について、発注者は必要に応じ第三者を活用したモニタリングを実施する場合がある。

第三者は、発注者や受注者に対して客観的かつ専門的な知見をもとに助言や改善提案などを行うものとし、第三者が行うモニタリングに要する費用は、受注者が負担する。

1.3 モニタリング対象業務

本業務におけるモニタリング対象業務は以下のとおりとする。

表 1-1 モニタリング対象業務

業務名		内訳	
統括監理業務		業務全般の統括監理業務	
		維持管理情報の管理業務	
		下水道管路維持管理計画策定業務	
		業務計画書及び報告書作成	
計画的 維持管理 業務	計画的点検業務	点検（法定点検）	
	計画的調査業務	人孔内目視調査	
		TVカメラ調査	
	計画的清掃業務	本管清掃	昼清掃
			夜清掃
		伏せ越し人孔清掃	スカム清掃
			昼清掃
			夜清掃
		マンホールポンプ洗浄	
	デザインマンホール点検清掃		
計画的修繕業務	人孔蓋取替		
計画的改築業務	取付管更生（調査）		
	取付管更生（工事）		
住民対応 等業務	住民対応業務		
	事故対応業務（清掃等）		
	事故対応業務（修繕）		

1.4 モニタリング実施計画書の変更

受注者が提出するモニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する場合がある。

- ① 契約書、要求水準書等が変更された場合
- ② その他、本業務内容又はモニタリング実施計画書の変更が特に必要と認められた場合

2 モニタリングの実施方法

2.1 モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

(1) モニタリングの実施時期と実施方法

発注者は、受注者が作成し実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、以下のとおりモニタリングを実施する。

ア 業務開始時のモニタリング

業務開始時のモニタリングについては、下表に基づき実施する。

実施時期	全体業務計画書の確認時（初回協議）
確認資料	全体業務計画書、要求水準書、業務提案書、契約書
実施方法	全体業務計画書が、発注者の定める要求水準書、受注者が提出する業務提案書及び契約書に適合しているか確認する。

イ 月間モニタリング、年間モニタリング

月間モニタリング、年間モニタリングについては、下表に基づき実施する。

実施時期	月間報告時	年間報告時
確認資料	月間業務計画書、月間業務報告書、作業日報	年間業務計画書、年間業務報告書
実施方法	月間業務報告に基づき実施する。業務の実施状況報告や所見を確認し、月間業務計画に沿って業務が実施されているか確認する。	年間の業務実施状況を確認し、受注者からのまとめの報告に対する確認を行い、年間業務計画に沿って業務が実施されているか確認する。

ウ 随時モニタリング

受注者が実施するセルフモニタリングの内容等を踏まえて、適宜現地確認等を行い、業務が適正に実施されていることを確認する。

実施時期 実施方法	<ul style="list-style-type: none">書類及び会議体における確認の結果、発注者が必要とした場合受注者が現地確認の要請をした場合その他施工の各段階で発注者が必要と認めた場合計画的修繕業務、計画的改築業務の実施内容が要求水準書等を遵守・充足しているか、現地における確認を行う場合
--------------	---

(2) 会議体による確認方法

発注者及び受注者は、以下に示す会議体を設置する。発注者はこれらの会議体の開催を通じて業務の進捗状況及び要求水準の充足状況並びに課題及びその改善状況等を確認し、方針について受注者と協議を行う。

表 2-1 会議体の設置

会議体	対象のモニタリング	議題
月次定例会	月間モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・当月業務内容確認・前月業務報告（※）・業務進捗状況・その他
年次報告会	年間モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・各業務報告・業務進捗状況・要求水準の充足状況・次年度業務内容の確認・その他

※ 令和9年（2027年）3月の業務報告は、令和9年度（2027年度）年次報告会において実施する。

(3) 現地における確認方法

書類及び会議における確認の結果、発注者が必要と判断した場合、又は受注者が現地確認を要請した場合、発注者は現地における確認を行うものとし、受注者は発注者の現地における確認に協力しなければならない。

発注者は、修繕及び工事において立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で発注者が必要と認めた場合には、修繕・工事の実施内容が要求水準書等を充足しているか、現地における確認を行う。

発注者が現地における確認を行う場合には、受注者は立ち会わなければならない。その際、発注者は必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。